付表５　控除対象仕入税額の計算表

簡易

課税期間	・・～・・	氏名又は名称	

項目		金額
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）	①	円
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）	②	
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）	③	
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額（①＋②－③）	④	
１種類の事業の専業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90％・80％・70％・60％・50％）	⑤	※申告書④欄へ

２種類以上の事業を営む事業者の場合

課税売上高に係る消費税額の計算

区分		事業区分別の課税売上高（税抜き）	売上割合		左の課税売上高に係る消費税額
事業区分別の合計額	⑥	※申告書「事業区分」欄へ　円		⑫	円
第一種事業（卸売業）	⑦	※　〃	％	⑬	
第二種事業（小売業）	⑧	※　〃		⑭	
第三種事業（製造業等）	⑨	※　〃		⑮	
第四種事業（その他）	⑩	※　〃		⑯	
第五種事業（サービス業等）	⑪	※　〃		⑰	

控除対象仕入税額の計算式区分			算出額
原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率 〔（⑬×90％＋⑭×80％＋⑮×70％＋⑯×60％＋⑰×50％）／⑫〕		⑱	円
特例計算を適用する場合	１種類の事業で75％以上 （⑦／⑥・⑧／⑥・⑨／⑥・⑩／⑥・⑪／⑥）≧75％ ④×みなし仕入率（90％・80％・70％・60％・50％）	⑲	
特例計算を適用する場合 ２種類の事業で75％以上	（⑦＋⑧）／⑥≧75％　④×［⑬×90％＋（⑫－⑬）×80％］／⑫	⑳	
	（⑦＋⑨）／⑥≧75％　④×［⑬×90％＋（⑫－⑬）×70％］／⑫	㉑	
	（⑦＋⑩）／⑥≧75％　④×［⑬×90％＋（⑫－⑬）×60％］／⑫	㉒	
	（⑦＋⑪）／⑥≧75％　④×［⑬×90％＋（⑫－⑬）×50％］／⑫	㉓	
	（⑧＋⑨）／⑥≧75％　④×［⑭×80％＋（⑫－⑭）×70％］／⑫	㉔	
	（⑧＋⑩）／⑥≧75％　④×［⑭×80％＋（⑫－⑭）×60％］／⑫	㉕	
	（⑧＋⑪）／⑥≧75％　④×［⑭×80％＋（⑫－⑭）×50％］／⑫	㉖	
	（⑨＋⑩）／⑥≧75％　④×［⑮×70％＋（⑫－⑮）×60％］／⑫	㉗	
	（⑨＋⑪）／⑥≧75％　④×［⑮×70％＋（⑫－⑮）×50％］／⑫	㉘	
	（⑩＋⑪）／⑥≧75％　④×［⑯×60％＋（⑫－⑯）×50％］／⑫	㉙	
【控除対象仕入税額】 選択可能な計算方式による⑱～㉙の内から選択した金額）		㉚	※申告書④欄へ

注意１　金額の計算においては、１円未満の端数を切り捨てる。
　　２　課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑪の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。

「控除対象仕入税額の計算表」

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下となる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。